

## つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第25条中「撤回する」を「撤回しようとする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 提出委員が会議の議題となっていない動議を撤回しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

第28条第1項中「（次項において「委員長等」という。）」を削り、同条第2項中「第18条の2第1項の規定により会議を開催する場合において委員長等がオンライン会議システムにより会議に参加するとき又は委員長等が第18条の3第1項の規定により会議に参加するときは、当該委員長等は、」を削り、「発言を」を「発言は、」に改める。

第41条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第42条に次の1項を加える。

- 2 第18条の2第1項の規定により会議を開催する場合において委員長がオンライン会議システムにより会議に参加したとき又は委員長が第18条の3第1項の規定により会議に参加した場合において、委員長が委員として発言するときは、その発言が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論を行ったときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第48条の見出し中「起立又は挙手等」を「起立等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項前段及び次条第2項ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。
- 3 電子採決システムにより表決を採る場合において、問題を可とする委員は賛成

のボタンを、問題を否とする委員は反対のボタンを押さなければならない。この場合において、委員長が表決を確定する宣告をした時点でいずれのボタンも押していない委員がいるときは、当該委員は棄権したものとみなす。

第54条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第58条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第55条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第58条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

- 第60条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。